

岐阜県教職員組合

# 団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和6年11月19日 15:30～

会 場 1703会議室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 高校教育課長 あいさつ
3. 岐阜県教職員組合委員長 あいさつ
4. 要望にかかる質疑
5. 団体交渉の終了（17：00）

# 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和6年11月19日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
<b>1 賃金・待遇改善に関して</b>		
①	授業や公務上で必要不可欠な免許・資格取得・講習の受講等を調査すること。その上で、知事部局のように予算を確保し、免許取得等の費用を公費で負担するとともに、取得のために勤務しない日（受講日や受検日等）は出張扱いとすること	免許や資格取得など、個人の取得に係るものにつきましては、県費での支出は難しいため、原則、個人負担となります。 また、資格等の取得に係るサービスにつきましては公務とはならないため、出張とすることは困難です。
②	部活動を指導する上で必要となる審判資格の取得や講習会に参加するために必要な経費や、顧問・役員が求められる協会登録費が自費負担となっている場合は、公費で支出すること。	ご意見として承ります。
③	家庭訪問や出張、生徒指導等の公務の際に、自家用車の使用が学校長によって許可されている場合の交通事故等については、損害賠償金に関する費用を公費で負担する制度を作ること。	公務中の交通事故による自家用車の損害について、その損害額を公費で補てんすることは、私有財産を公費で修理することになりますので、制度導入の可否を含め、慎重に検討してまいります。
④	働く意欲の減退や再任用希望者減少の原因にもなっていることから、再任用・暫定再任用の給与が60歳以降に減額することがないようにすること。	県教育委員会といたしましては、人事委員会勧告を尊重する方針に変わりはありませんので、ご理解いただきたいと思えます。
⑤	一時金について、暫定再任用者と60歳超の定年延長該当者を等しくすること。	
⑥	育休・病休補充等が配置できない場合に、業務が増えた教員に支給する手当を創設すること。	手当の創設については、国や他県の動向を注視しながら検討していきます。
<b>2 「働き方改革」に関して</b>		
①	出退勤時刻の記録について、教職員の出退勤時刻を正確に把握するため、パソコンのログによる勤務時間管理をおこなうように変更すること。	教職員は主にパソコンを使用する事務職ではないため、正確な出退勤時刻を記録する方法として、パソコンによるログではなく、スマートフォンからでも記録が可能である出退勤管理システム（勤次郎）で行うようにしております。

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合（令和6年11月19日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
② 活動時間の制限や休養日の設定など、「部活動指針」や「ガイドライン」に沿って部活動をおこなうように各学校に指示すること。	<p>各種研修会において、部活動ガイドラインについての講話を行っております。</p> <p>また、令和5年6月に「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」の一部改正について通知を出し、学校長が部活動の合理的・効率的・効果的な実現が図れるよう部活動顧問及び社会人指導者等に対して部活動運営及び指導に関わる情報等を互いに共有するよう働きかけることを示すとともに、部活動において問題等が生じた場合は組織として迅速に対応することを示しました。</p> <p>今後も、部活動が持続可能なものとして、一層の充実が図られるよう周知してまいります。</p>
③ 高校における部活動顧問の負担を減らすため、部活動数の削減をすすめること。また、熱心な部活動顧問や学校の体制の中で過度な部活動指導を強制されないようにすること。	<p>県では、部活動顧問の負担軽減のために、岐阜県会計年度任用職員である部活動指動員及び特別活動支援員を配置しております。</p> <p>また、運動部活動においては、技術指導のできる社会人指導者を配置しており、部活動指導の負担感を軽減しております。</p>
④ 部活動の地域クラブ化について、具体的な期限を設定してすすめること。	<p>中学校では、令和5年度より休日の部活動を地域クラブ活動に移行する国の実証事業がはじまり、令和7年度末までに、休日の部活動の地域移行を目指しています。それに伴い、本件においても、実証事業に30市町が実施しております。</p> <p>高等学校の地域移行については、国の動向を注視しつつ、本県の実態に応じた部活動の在り方を検討してまいります。</p>
⑤ 各種調査などの事務作業を削減すること。	<p>学校に作成を求めている調査などの年間調査計画を事前に周知し、負担軽減を図るとともに、教育委員会内各課において、学校宛て調査などの必要性や回数など見直しを進めています。</p> <p>今後も、ICTを活用した効率的な文書の共有化を進め、調査・統計への回答の負担軽減に努めます。</p> <p>なお、県立学校においては、本年9月から教育委員会事務局から学校へ送付する文書を、メール送信する文書、情報共有システム（学校間総合ネット）に保存する文書、送付しない文書に分類し、学校で処理する文書量の削減を図っています。</p>
⑥ 勤務時間前後や休憩時間、学校休業日に、授業や補習などをおこなわないこと。	<p>業務内容がPTA等の外部団体の依頼を受けて行う業務である場合には、校務としての性質を有さないものになります。</p>

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和6年11月19日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
⑦	県教育研究会への加入は任意であることが周知されておらず、学校によっては強制となっている。必ず文書で周知すること。 また、各教科その他の分科会の負担軽減をはかるように、助言すること。	県高等学校教育研究会への加入は任意であることを引き続き周知してまいります。 また、それぞれの分科会の実態把握に努めます。
⑧	個別の教育支援計画・個別の指導計画の提出期限が早すぎ、また何度も書き直しを求められるため、年度当初に極めて多忙となるだけでなく、児童・生徒の状況を十分に把握できないまま記載することになり、指導の実態に合わなくなる可能性がある。提出時期を繰り下げること。	個別の指導計画・個別の教育支援計画は、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行うために、各校において組織的に作成・運用がなされるものであり、それらの提出時期についても、各校の運用の範囲内で定められています。 県立特別支援学校においては、今年度より校務支援システムを導入し、個別の指導計画・個別の教育支援計画等の諸帳簿の作成を、サーバーで管理された一人一人の児童生徒の個人データ等を統合することにより、従来に比べ、より正確かつ効率的に作成することができるようになりました。 県としては、校務支援システムが各校において円滑に活用され、かつ個別の教育支援計画・個別の指導計画が適切に運用されるよう、各校の実態を把握し必要に応じて改善を求めてまいります。
⑨	授業だけでなく校務分掌を受け持つことができる短時間勤務の講師や会計年度任用職員の任用制度を導入することで、育児短時間勤務や部分休業の取得者増加による教員の負担の軽減をはかること。同時に、退職後の教員や、教員免許を持ちながら学校で勤務していない方の就業機会を増やすこと。	育児短時間勤務取得者がいる場合には、授業を補うために非常勤講師の予算措置をしていますが、部分休業取得者の場合については、予算措置をすることが難しく、基本的に授業に影響しないよう各学校で時間割等を調整しております。また、校務分掌については、業務アシスタント等の外部人材を活用するなど、校内で業務分担をしていただくようにしております。 教員免許を持ちながら学校で勤務していない方につきましては、広く講師登録の案内をすることで就業の機会を確保してまいります。
⑩	中教審答申にも記載がある通り、教員の「働き方改革」の責務は教育委員会や管理職にあることから、業務内容や業務量を減らすことで、「働き方改革」を推進するように管理職に指導すること。	校長会議や教頭会議などの機会を捉えて、引き続き管理職に指導してまいります。
⑪	年度はじめの始業日の日程を遅らせ、新年度の準備が勤務時間内にできるようにすること。	始業日など設定につきましては、学校の事情に応じて年間行事予定と共に各所属で設定しています。

# 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和6年11月19日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
⑫	「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成31年文科省 資料）における「基本的には学校以外が担うべき業務」と「必ずしも教師が担う必要がない業務」について、学校・教員の業務から移行させること。	働き方改革を進める上で、必ずしも教師が担う必要がない業務などを担ってもらい業務アシスタントを各学校へ配置しております。財政上、大幅に時間数を増やすことは非常に難しい状態ですが、各学校で業務アシスタントを有効に活用していただくよう周知してまいります。
<b>3 若年層の離職・病休を防ぐために</b>		
①	校長の職務である「所属職員を監督する」とは、職員が心身共に健康で職務に専念できるようにすることも含むことを周知徹底し、心身の不調な職員に対してできる限りの配慮をするとともに、病休・休職・離職に至らないように校長に指導すること。	校長会議の機会を捉えて、引き続き指導してまいります。
②	定年前の退職者や1か月以上の病休者について、その理由や経緯について校長を通じて把握し、その後の対策に活かすこと。	退職者や病休者等につきましては、その理由や経緯などを校長から報告し、状況把握をするようにしております。今後も引き続き対応してまいります。
<b>4 定年延長に関して</b>		
①	定年延長に関して、60歳超で校長職に留まることは役職定年制に反することから、必要最小限にとどめるようにするとともに、人数の上限を定めるなど、抑制すること。	「特定管理監督職」については、県全体の状況や他自治体の動向等も踏まえながら適切に運用してまいります。
<b>5 ハラスメント、重大事案及び教職員の処分</b>		
①	ハラスメント被害者に対して、適切な配慮をおこなうよう、管理職を指導すること。	管理職が所属職員からハラスメント等の相談を受けた場合に適切に対処できるよう、「相談対応マニュアル」を使って管理職等に研修を実施しています。また、令和4年度からは、新任校長研修において、弁護士を講師として、ハラスメントと疑われる発言への対応方法について、グループワークで事例研究を実施するなど、管理職に対する研修の充実を図っています。 被害者に対しては、不利益を被らないよう配慮を行うことを管理職へ説明しておりますが、引き続き指導してまいります。

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合（令和6年11月19日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
②	ハラスメント防止のための施策を強化し、ハラスメント発生の原因や遠因を調査して職場環境の改善を学校長に指示すること。	<p>ハラスメントの未然防止の取り組みとして、本年5月には全県立学校において、ハラスメントに関し、弁護士を講師として動画で視聴する職場研修を新たに実施したほか、勤務環境を良好にするための教職員間の意見交換を行っています。</p> <p>また、ハラスメント事案の把握のため、機会をとらえて外部相談窓口等の周知徹底を行っているほか、本年5月からはインターネット経由の相談フォームを設けることで、より相談のしやすい環境を整えております。</p> <p>ハラスメントの発生原因は、事実関係の確認を通して明らかにしたうえで、ハラスメントが発生した学校長へも伝達し、ハラスメント防止の周知徹底を図ります。</p>
③	ハラスメント加害者の疑いがある教職員本人の話も入念に聴いて事実関係を確認した上で、加害者に対して適切な処分をおこなうこと。	<p>ハラスメント行為者や第三者に対し事実関係の調査を実施する際には、客観的事実を把握することを念頭に置いて面談を行うこととしております。</p> <p>懲戒処分の決定については管理運営事項であり、交渉の対象とすることはできませんが、その必要が生じた場合には、厳正に対処します。</p>
④	教職員の自死や過労死の疑いがある重大事案が発生した場合は、対応や調査を当該校の管理職まかせにせず、必ず県教委が直接調査をおこない、原因の究明と再発防止の策を講ずること。	<p>教職員の自死や過重な負荷等による死亡事案が発生した場合には、初動対応に関する学校への指示をはじめ事実関係の調査等について、教育委員会と学校が連携・協力しながら進めてまいります。</p> <p>調査にあたっては、自死した教職員のご遺族がどのような調査を求めているか等の意向を汲み取りつつ、丁寧に実施し、その結果は、教育長をトップとする「教職員人事管理対策会議」（事務局：教育管理課）で協議します。</p> <p>ご遺族は自死した職員の業務内容や状況について説明を受けるべき立場にあることに十分留意し、調査結果等の説明は丁寧にまいります。</p> <p>公務災害認定申請の手続等については、「公務災害該当性判断チェックシート」を作成し、公務災害の認定基準と事実関係を照らし合わせながらご遺族に説明をします。公務災害補償制度による補償内容、認定請求の手続きや流れ、必要となる書類などについて、ご遺族に十分理解していただいたうえで、認定請求の意向を確認することとし、審査が円滑に進むよう適切な支援を行います。</p>
⑤	また自死の原因によらず、必ずハラスメント等防止対策審議会においても調査をおこない審議すること。 同時に、責任がある者の処罰を必ずおこなうこと。	<p>教職員のハラスメント又は業務による過重な負荷等による死亡等の重大事態が発生した場合には、「岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会」において、個別の事案に応じて対応してまいります。</p> <p>懲戒処分の決定については管理運営事項であり、交渉の対象とすることはできませんが、その必要が生じた場合には、厳正に対処します。</p>

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合（令和6年11月19日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
⑥	教員の処分の手続きの流れを教えてください。	懲戒処分の決定にかかる手続きについては管理運営事項であり、交渉の対象とすることはできませんが、本人への聴き取り等の調査を踏まえて事実を確認したのち行います。
<b>6 その他</b>		
①	高校及び中学校教員の負担軽減と、高校入試の公平性をより確保するため、中学校から高校送付する調査書の内容は、成績に関するものだけにすること。 特別な選考のため、成績に関する以外の事項が必要な学校については、調査書とは別の共通様式を加えるようにすること。	今年度の入学者選抜から、調査書の「欠席の記録」欄と「総合的な学習の時間の記録」欄を削除する等、内容の精選に努めております。一方、文部科学省からの通知では、調査書については、「生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価」し、そのために「学習成績の記録以外の記録を充実し、活用する」ことが求められています。こうしたことを踏まえながら、調査書の記載事項を定めております。
②	年度途中の臨時的任用の確保が困難なことから、補欠合格者を大幅に増やすこと。少なくとも新規採用者が退職した場合には、補欠合格者を正規教員として任用し、補充すること。	補欠合格者については、2次試験の合格発表後、採用辞退者数に応じて追加合格者としているものであり、年度途中の新規採用者の退職の補充として、あらかじめ補欠合格者を増やして正規採用とすることは困難です。
③	ストレスチェックの「学校分析表」に基づき、職場の労働環境の改善を図るよう指示すること。	ストレスチェックの「集団分析結果」で各所属のストレス要因を把握し、職場環境改善に活用していただくように依頼しております。また、令和6年度は集団分析結果が出る時期に合わせて、結果を活用して職場環境改善につなげるための動画研修も新たに実施しました。今後も、集団分析結果の活用を呼び掛けるとともに、支援をしてまいります。
④	校内に設置された衛生委員会の議事内容や、そこで示された方針等を全教職員に周知すること。	衛生委員会の内容については、議事録を毎回作成し、掲示や閲覧により、書面にて職員に周知していただくように通知するとともに、各校の衛生管理者が集まる会議の中でも確認しております。今後も、引き続き周知してまいります。
⑤	在職教員が新たに教員免許を取得する際の申請書類を簡略化することで、免許取得の負担を軽減すること。	免許状授与申請書類は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた授与要件が満たされているかを確認するために県規則において様式を定めています。 現職教員の場合、既に一部省略しており、現在の申請書類は要件を確認するうえで必要な内容となっていることをご理解ください。



## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和6年11月19日）

岐阜県教育委員会

	要望事項	回答
⑥	高等学校の1クラス定員を35人以下とし、それに合わせた教員配置をおこなうこと。 また、1クラス定員を35人以下とする教職員定数となるように、「除すべき数」を改善するように国に要望すること。	1学級40人未満の入学定員については、高校の実情や生徒の実態等を考慮し、設定しております。 教職員定数は、1クラスの定員ではなく、全体の収容定員に基づいて計算されます。定数の改善や加配につきましては、今後も国に要望を行ってまいります。
⑦	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の改正により、「勤務間インターバル」制度導入が企業の努力義務となり、中教審答申にも記載されたことから、11時間以上の勤務間インターバルが確保できるように各学校の管理職に指示すること。	働き方改革により、業務改善や時間外の削減などを進めていくよう管理職に周知してまいります。